

**第 3 次国分寺市特別支援教育基本計画**  
**(義務教育時)**

**平成 29 年 2 月 7 日**  
**国分寺市教育委員会**

## はじめに

国分寺市教育委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実のために、国分寺市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成20年5月に「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、その後、平成24年3月に「第2次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定して、本市の特別支援教育推進体制の整備と充実を図ってきました。

第2次計画の計画期間である5年間には、国において平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえて学校教育法施行令が改正され、さらには平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校における合理的配慮の提供について、より明確に求めています。

また、東京都教育委員会では、平成28年2月、通常の学級に在籍する発達障害と考えられる児童・生徒の現状を踏まえ、発達障害教育の充実に向け、「東京都発達障害教育推進計画」を策定しました。

こうした国や都の動向を踏まえ、国分寺市教育委員会では、第2次計画に基づき、取組をさらに推進・充実していくため、平成28年5月に国分寺市特別支援教育推進委員会を設置しました。

国分寺市特別支援教育推進委員会では、5月から10月までの5回にわたり、平成29年度以降の取組について協議し、巡回型の特別支援教室の設置や学校生活支援シートへの移行、個別支援委員会の判定システムの在り方、合理的配慮の在り方などについて検討しました。

このたび、「第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、今後5年間の取組の方向を示しました。この計画に基づき、共生社会、共生地域の形成に向けて、本市における特別支援教育の推進を図ってまいります。

こうした取組は、各学校や教育行政の取組だけで結実させることはできません。児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するためにも、今後とも、保護者及び市民の皆様と協働して取り組んでいけるよう、御理解と御協力をお願いします。

計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました推進委員の方々に深く感謝いたします。

平成29年2月

国分寺市教育委員会

## 目 次

1	特別支援教育の理念と国及び東京都の動向	1
2	共生社会の形成に向けて	2
3	国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づく特別支援教育の実施状況	
	（1）市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況	3
	（2）義務教育時の支援体制	4
4	特別支援教育実施上の課題	6
5	平成 29 年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題	7
6	平成 29 年度以降の特別支援教育の方向性	8
	（1）特別支援教育体制の充実	
	① 特別支援教室の設置と活用の推進	9
	ア. 基本的な考え方	
	イ. 巡回型の特別支援教室の設置について	
	ウ. 特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回について	
	エ. サポート教室（現行の特別支援教室）の全校配置について	
	② 特別支援教育支援員，特別支援学級介助員，特別支援教育クラスアシスタント等の配置の継続	12
	ア. 基本的な考え方	
	③ 教育相談員の派遣の推進	13
	ア. 基本的な考え方	
	イ. 持続的な支援のために	
	ウ. 適応指導教室（トライルーム）との連携	
	④ 校内委員会の推進	14
	ア. 基本的な考え方	
	⑤ 学校生活支援シートの活用の推進	15
	ア. 基本的な考え方	
	イ. 引継ぎの重視	
	ウ. 個別指導計画の作成	
	エ. 教育と福祉の連携の推進	
	⑥ 交流及び共同学習の充実	19
	ア. 基本的な考え方	
	⑦ 副籍制度事業の充実	20
	ア. 基本的な考え方	

(2) 特別支援教育の理解推進	
① 就学相談の充実	21
ア. 基本的な考え方	
イ. 運営方法	
ウ. 特別支援教室における指導の開始・継続・終了の判定について	
② 特別支援教育研修会の充実	25
ア. 基本的な考え方	
イ. 教職員の専門性の確保	
③ 教育相談・特別支援コーディネーター推進委員会の充実	26
ア. 基本的な考え方	
[参考] 語注一覧	27

### <特別支援教育の理念>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

平成 19 年 4 月 1 日付 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」より

### <国及び東京都の動向>

年	国	東京都
平成 16 年 平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援法の施行</li> <li>・特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）</li> <li>・発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定</li> </ul>
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行規則の一部改正</li> <li>・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）</li> </ul>	
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の推進について（通知）</li> <li>・学校教育法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定</li> </ul>
平成 22 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定</li> </ul>
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法の一部改正</li> </ul>	
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）</li> </ul>	
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約を締結</li> </ul>	
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行</li> <li>・発達障害者支援法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都発達障害教育推進計画の策定</li> </ul>

## ＜インクルーシブ教育について＞

「共生社会」は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育は、人間の多様性の尊重、障害者の社会参加を可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みです。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、柔軟な仕組みを整備することが重要です。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて必要不可欠なものです。特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等と連携し、社会全体の機能を活用して、教育の充実を図ること
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して、地域での生活基盤を形成するよう配慮すること
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、社会の構成員としての基礎を作ること

次代を担う子どもに対し、これらのことを率先して進めていくことは、共生社会の構築につながるものと考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう、環境整備を図ります。

(H24.7.23 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より抜粋)

### （１）市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況

国分寺市では、第２次国分寺市特別支援教育基本計画に基づき、特別支援教室や特別支援学級の設置を進めてきました。【表１】は、平成２８年度における市立小・中学校特別支援教室及び特別支援学級の設置状況を示したものです。

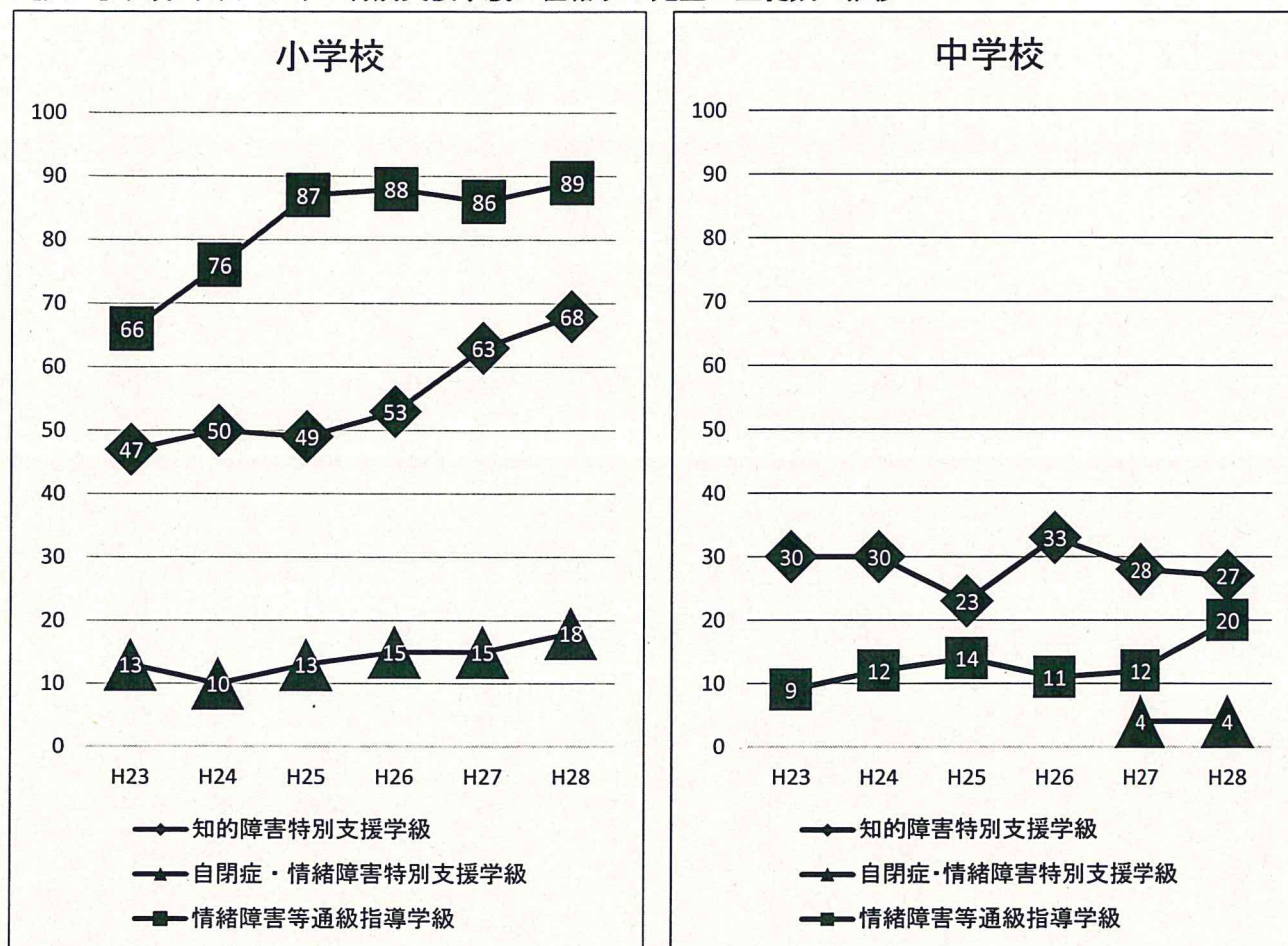
【表１】市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況（表中の年度は設置年度）

	特別支援教室	通級指導学級 (情緒障害等)	固定学級 (知的障害)	固定学級 (自閉症・情緒障害)
第一小学校		平成 15 年度 (さくら)		
第二小学校	平成 25 年度		昭和 63 年度 (わかば)	
第三小学校	平成 22 年度			
第四小学校	平成 26 年度		昭和 39 年度 (双葉)	昭和 53 年度 (さつき)
第五小学校		平成 19 年度 (せんだん)		
第六小学校	平成 21 年度			
第七小学校		平成 25 年度 (こすもす)	昭和 55 年度 (けやき)	
第八小学校	平成 20 年度	平成 22 年度 (たんぼぼ)		
第九小学校	平成 19 年度			
第十小学校	平成 20 年度			
第一中学校	平成 23 年度			
第二中学校	平成 28 年度		昭和 33 年度 (F 組)	平成 27 年度 (E 組)
第三中学校	平成 27 年度		平成 23 年度 (I 組)	
第四中学校	平成 24 年度			
第五中学校		平成 17 年度 (つばさ)		

本計画では、特別支援学級の設置されていない学校から順次、国分寺市独自の特別支援教室の設置を進めてきました。また、平成 27 年度には中学校にも固定学級（自閉症・情緒障害）を設置しました。

以下の【図 1】には、平成 19 年度から平成 28 年度までの国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移について示しました。

【図1】国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移



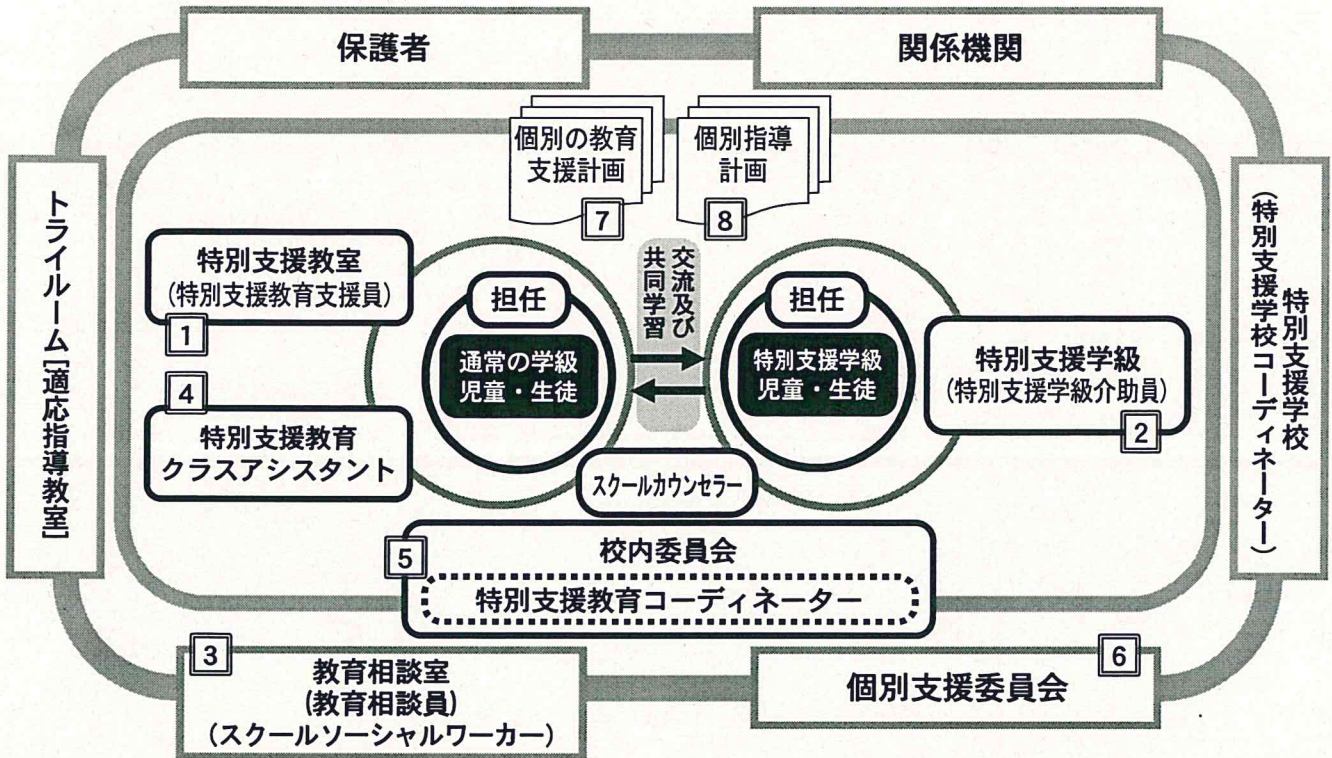
過去5年間、小学校では、情緒障害等通級指導学級、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童数はそれぞれ増加傾向にあります。また、中学校では、情緒障害等通級指導学級に在籍する生徒数は増加傾向にあります。知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒数には、大きな変動はありません。

## (2) 義務教育時の支援体制

国分寺市では、第2次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）を基に、特別支援教育支援員や教育相談員の各小・中学校への派遣、さらには、個別支援委員会や校内委員会の設置等をとおして、【図2】に示す体制で、特別支援教育を推進してきました。以下【表2】に、本市における特別支援教育の支援内容についてまとめました。



【図2】義務教育時の支援体制



【表2】本市における特別支援教育の支援内容

	支援	内容
1	特別支援教室 (特別支援教育支援員)	国分寺市が独自に設置している特別支援教室に、特別支援教育支援員が派遣され、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、個別指導を行っている。市内の小・中学校 11 校で、週 1～2 回 (計 8 時間) の支援にあたっている。
2	特別支援学級 介助員	校長の指導のもと、固定学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身辺の介助を行っている。
3	教育相談室 (教育相談員) (スクールソーシャルワーカー)	教育相談室の教育相談員が、1 校あたり年間 10 回程度巡回をしている。スクールソーシャルワーカーと連携しながら、学校の校内委員会やケース会議にも参加している。保護者と相談しながら、個別支援委員会の運営を担っており、発達検査を踏まえて固定学級及び通級指導学級への入・退級に関わっている。
4	特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置している。
5	校内委員会	各校で指名された特別支援教育コーディネーターが中心となって、市内全小・中学校で、月 1 回の割合で開催し、特別な支援が必要な児童・生徒への支援の方針について検討している。
6	個別支援委員会	障害がある児童・生徒への適切な支援及び就学について検討し、特別支援学級への入退級の判定を行う。
7	個別の教育支援 計画	障害のある児童・生徒について、各校が長期的な視点に立って作成した計画。作成に当たっては、関係機関と連携しつつ、保護者の参画や意見を反映し、その了解のもと作成している。
8	個別指導計画	児童・生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。個別の教育支援計画に基づき、各校できめ細かく計画している。

■国分寺市特別支援教育推進委員会における第2次基本計画の進捗に関する意見を【表3】にまとめた。

【表3】第2次特別支援教育基本計画の達成状況の評価と課題

■第2次計画の方向性	■第2次計画の達成状況	■課題
■国分寺市独自の特別支援教室を、全市立小・中学校に設置する	■小学校7校と中学校4校に設置した 通常の学級と特別支援学級とを補完する役割を担っている	■巡回型の特別支援教室の設置に伴う、国分寺市独自の特別支援教室の在り方について
■情緒障害等通級指導学級を小学校に2校設置する	■平成25年度に第七小学校に通級指導学級を設置した	■巡回型の特別支援教室への移行に伴う、拠点校の設置数について
■自閉症・情緒障害特別支援学級を中学校に設置する	■平成27年度に、第二中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置した	■固定学級と通常の学級との交流及び共同学習の在り方
■中学校固定学級へのスクールバス運行継続を検討する	■中学校固定学級へのスクールバス運行を継続している	■中学校固定学級へのスクールバス運行の在り方
■教育相談員による校内委員会への参加を促す	■教育相談員は、要請に応じて、校内委員会での指導・助言にあたった	
■就学後の支援の流れを確立し、校内委員会や個別支援委員会を位置付けた	■相談件数の増加に伴って、就学相談と就学後の支援に関する審議を分けることが難しくなった	■巡回型の特別支援教室への移行に向けた入室・継続・退室のシステムの構築
	■保護者の参画を願う要望が寄せられている	■面談の開催など合理的配慮を推進する手立ての在り方
■個別の教育支援計画の書式や運用方法を改善し、活用しやすくした	■市立小・中学校において、個別の教育支援計画の作成率がほぼ100%となった	■東京都の方針に基づいた、学校生活支援シートへの移行
■個別の教育支援計画作成の対象を明確にした	■医師による診察記録により適正な支援につなげられた	■福祉分野との連携の在り方
■通常の学級に配置される、介助員の位置付けを明確にした	■クラスアシスタントと名称を変更し、通常の学級における学級運営の安定化に寄与している	
■特別支援教育に関する教員の研修体系を整理し、若手教員育成研修など、既存の研修との連携を図った	■特別支援教育に関する研修に参加した教職員の評価が高い水準にあり、啓発につながっていると言える	■巡回型の特別支援教室への移行に伴う、通常の学級の担任への啓発

■国分寺市特別支援教育推進委員会では、第2次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の達成状況と課題について、意見交換を行い、前頁に示したように、第2次計画の進捗について、順調に推進されているという肯定的な評価や、国分寺市における特別支援教育施策の「手厚さ」について評価し、維持・継続を願う要望が、多くありました。一方で、

- ・在籍学級の担任、通級指導学級の担当者と保護者で、一緒に検討する機会をもちたい
- ・パニックを起こした児童が、クールダウンできるように、施設面での環境整備の充実が必要
- ・通常の学級と通級指導学級との連携を進め、専門的な知識を共有できるようにしたい

といった、連携の推進や、合理的配慮に関する課題も、挙げられました。

このように、第2次計画の推進に関する肯定的な評価を踏まえつつ、新たな課題への対応を踏まえて、平成29年度以降の特別支援教育を推進する上で、以下の項目を検討課題としました。

- (1) 第2次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の推進に関すること
- (2) 巡回型の特別支援教室の設置に関すること
- (3) 現行の特別支援教室に関すること
- (4) 特別支援教育における合理的配慮に関すること

■第1回国分寺市特別支援教育推進委員会で挙げられた検討課題について、検討スケジュールを作成し、各回で提起された課題も含めて、【表4】のように検討を進めました。

【表4】国分寺市特別支援教育推進委員会検討スケジュール

検討課題	第2次国分寺市特別支援教育基本計画における改善点への対応に関して	巡回型の特別支援教室の設置に関して	現行の特別支援教室に関して	支援における配慮に関して
第1回 (5/27)	■第2次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の達成状況と評価・課題のまとめ ■検討スケジュールの設定			
第2回 (6/24)		■巡回型の特別支援教室設置に関する課題	■現行の特別支援教室の拡充・改廃	■在籍学級と通級指導学級の連携の在り方 ■障害の理解及び保護者支援の在り方
第3回 (7/25)	■個別支援委員会における判定システムの在り方	■巡回型の特別支援教室設置に関する課題		■校内委員会の在り方 ■合理的配慮の在り方
第4回 (9/16)	■支援員等の職務に応じた連携の在り方 ■教員の研修の在り方 ■固定学級における交流及び共同学習	■通級指導体制を踏まえた巡回型特別支援教室の配置 ■特別支援教室専門員や臨床発達心理士等との連携		■学校生活支援シートへの移行 ■学校生活支援シートを介した合理的配慮 ■福祉分野との連携
第5回 (10/17)	■教員の研修の在り方 ■報告書の内容			

■国分寺市特別支援教育推進委員会で検討された内容を踏まえ、国分寺市における平成 29 年度以降の特別支援教育の方向性を構造化しました。個々の項目について、次項以降で示します。

子ども一人一人に応じた特別支援の充実

### (1) 特別支援教育体制の充実

全ての児童・生徒の抱える教育的ニーズをとらえ、特別支援体制の充実が求められています。その中で、一人一人の子どもの生活及び学習上の困難の改善を図り、自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支えるために、合理的配慮を推進する必要があります。

#### ① 特別支援教室の設置と活用の推進

- 巡回型の特別支援教室の全校設置
- サポート教室（現行の特別支援教室）の全校設置
- 特別支援学級の施設の整備

#### ② 特別支援教育支援員、特別支援学級介助員、特別支援教育クラスアシスタントの配置の継続

- 教育的支援のための人材の配置

#### ③ 教育相談員の派遣の推進

- 教育相談員の各校への派遣による、支援の質の向上

#### ④ 校内委員会の推進

- 校内委員会の機能の充実
- 個人面談の機会を生かした保護者との連携

#### ⑤ 学校生活支援シートの活用の推進

- 学校生活支援シートへの移行と活用
- 保護者との支援方針の共有と合理的配慮の実施

#### ⑥ 交流及び共同学習の充実

- 交流及び共同学習の充実

#### ⑦ 副籍制度事業の充実

- 副籍制度による交流活動の充実

### (2) 特別支援教育の理解推進

特別支援教育についての理解は広まりつつありますが、法改正や国や都の動向を踏まえて、適切に周知することが必要です。発達障害が注目される中、教職員の専門性の向上が課題となっています。研修を通して理解を深め、特別支援教育の充実に努める必要があります。

#### ① 就学相談の充実

- 対象児童・生徒の増加に対応した個別支援委員会の運営
- 特別支援教室への入・退室及び継続の判定システムの構築

#### ② 特別支援教育研修会の充実

- 巡回型の特別支援教室における支援に関する研修機会の充実
- 通常の学級の担任における特別支援教育の理解の促進

#### ③ 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実

- 教育相談室と特別支援教育コーディネーターとの連携の促進

## (1) 特別支援教育体制の充実

### ① 特別支援教室の設置と活用の推進

- 巡回型の特別支援教室を、全校に設置します
- 現行の特別支援教室は、名称を改めて全校に設置します
- 特別支援学級の施設の整備を図ります

#### ア. 基本的な考え方

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を受け、国分寺市の特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移を踏まえながら、【表5】に示す方向で進めます。

巡回型の特別支援教室では、対象児童・生徒が学校間を移動することが無いことから、在籍学級での授業を欠席するなどの影響が少なく、保護者による送迎の必要も無いなどのメリットがあります。また、これまで通級指導を利用できなかった児童・生徒も、特別な指導を受けられるようになります。巡回型の特別支援教室に移行することにより、対象児童・生徒が増加することが想定される中、現行の通級指導体制を踏まえて、拠点校と巡回校を設置することで、指導の質を維持し、指導体制の充実を図ります。

なお、これまで国分寺市で独自に設置していた「特別支援教室」については、名称を改めて「サポート教室」として、第2次国分寺市特別支援教育基本計画を引き継ぎ、順次、全校配置を行います。

設置計画については、計画の実行後も、各学校と教育委員会による実態の把握を継続的に行い、指導内容や施設整備について、充実を図ります。

【表5】設置計画を立案する際の基本的な考え方

	基本的な考え方
特別支援教室	これまでの通級指導学級による指導を、児童による通級から教員による巡回により行うことで、全ての小・中学校で実施できるように整備する。そのために、全校に特別支援教室を設置する。
小・中学校固定学級 (知的障害)	現行の体制を維持し、一層の指導及び施設の充実を図る。
小・中学校固定学級 (自閉症・情緒障害)	現行の小・中学校各1校体制を維持し、一層の指導及び施設の充実を図る。
サポート教室 ※現行の特別支援教室を名称変更	一部特別な支援を必要とする児童・生徒への個別支援を行うため、全市立小・中学校への設置を図る。 (平成28年度現在未設置校 小学校3校と中学校1校)

#### イ. 巡回型の特別支援教室の設置について

国分寺市は、東京都の施策を受け、【表6】の年次計画に示すように、平成30年度を目途に、全ての市立小学校に巡回型の特別支援教室を設置します。

巡回指導を実施するに当たり、各小学校の規模、対象児童・生徒数、学校間の距離、移動の利便性等の実情を考慮して、現行の通級指導の枠組みを生かし、通級指導学級設置校を特別支援教室の巡回指導の拠点校としたグループ編成を、【図3】に示すように行います。

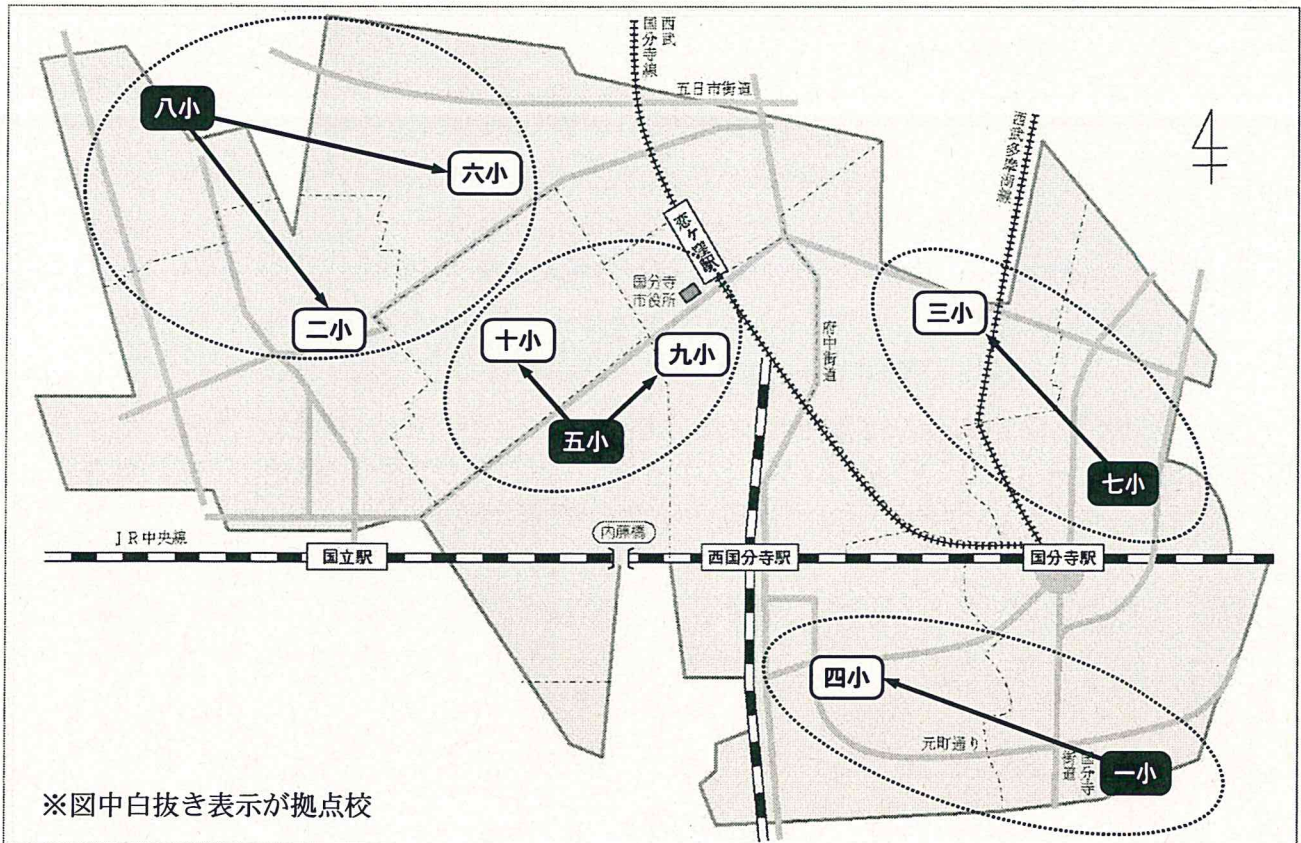
各学校においては、指導に必要な十分な教室の確保に努めます。

市立中学校における特別支援教室の設置については、都の動向を踏まえ、適正な設置を図ります。

【表6】設置に関する年次計画（案）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
小学校 特別支 援教室	設置準備	拠点校	巡回校		
		一 小	四 小		
		五 小	九・十小		
		七 小	三 小		
		八 小	二・六小		

【図3】特別支援教室拠点校及び巡回校のグループ編成（小学校）



ウ. 特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回について

特別支援教室の導入を円滑に行うため、新規に特別支援教室専門員が全校に配置されるとともに、臨床発達心理士等の巡回が行われます。【表7】に示す業務について、各校内での共通理解を図って連携を深め、組織的な支援体制を構築します。

【表7】特別支援教室専門員及び臨床発達心理士等の業務

特別支援教室 専門員	巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行う。
臨床発達心理士等	臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する。

### エ. サポート教室（現行の特別支援教室）の全校設置について

国分寺市独自の取組である現行の特別支援教室は、通常の学級に在籍する児童・生徒が、教科指導の補充を図るために、所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室です。

新たに設置される巡回型の特別支援教室との混同を避けるため、名称を「サポート教室」に変更します。現在、未設置の4校（小学校3校 中学校1校）への設置は、【表8】に示す計画の通り順次行い、平成32年度までに完了させる予定です。

【表8】設置に関する年次計画（案）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
小学校	設置準備	一小	七小	五小	—
中学校	五中	—	—	—	—

② 特別支援教育支援員，特別支援学級介助員，特別支援教育クラスアシスタント等の配置の継続

○ 教育的支援のための人材を配置します

これまで国分寺市は，特別支援学級のみならず，現行の特別支援教室や通常の学級にも適切に人材を配置し，切れ目の無い支援体制を構築してきました。今後も，特別な支援を必要とする児童・生徒に対し，一人一人のニーズに応じた適切な支援を行います。

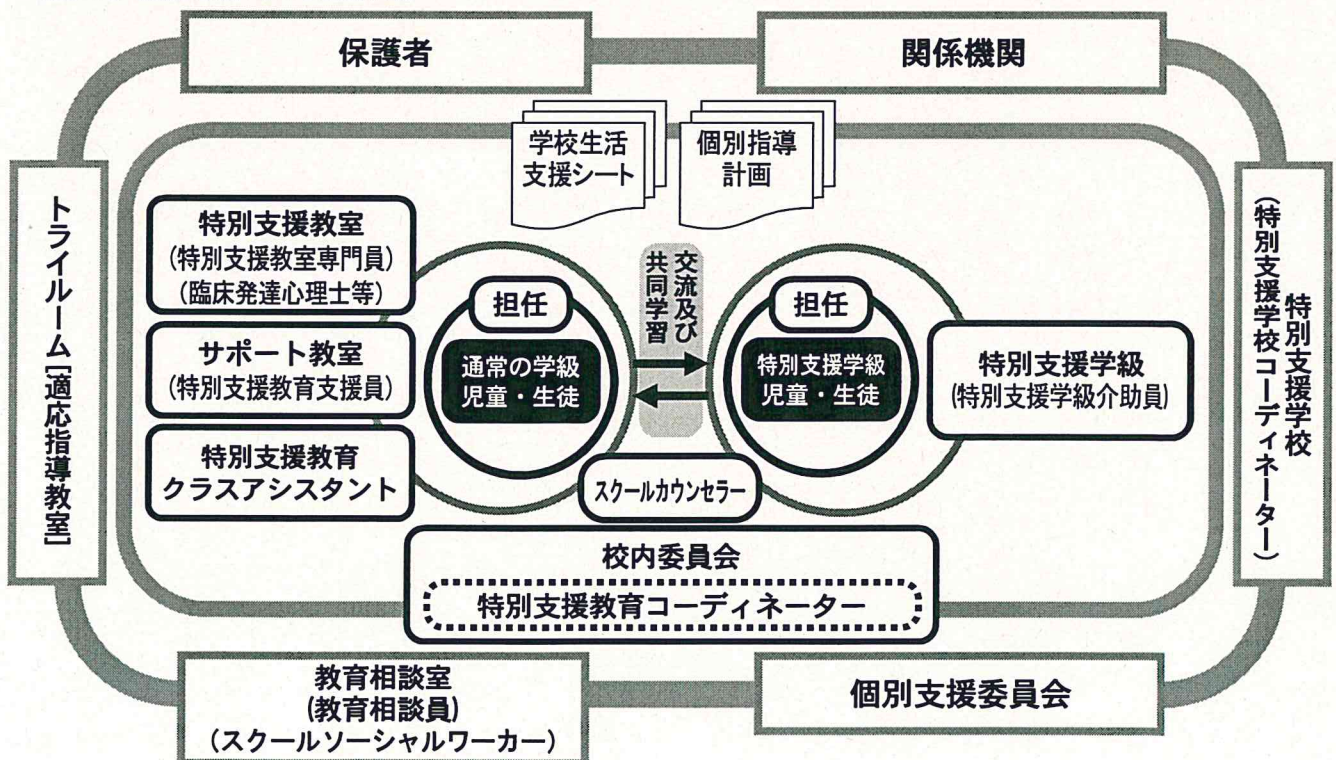
ア. 基本的な考え方

児童・生徒に教育的支援を行うため，サポート教室（現行の特別支援教室）に特別支援教育支援員，固定学級には特別支援学級介助員，通常の学級には特別支援教育クラスアシスタントを配置して，【表9】に示す職務を通じて【図4】に示す支援体制を構築します。

【表9】支援員等の職務

人材	対象	職務の内容
特別支援教育支援員	サポート教室 (現行の特別支援教室)	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し，校内に設置したサポート教室において個別指導等を行う。
特別支援学級介助員	固定学級	校長の指導のもと，対象の児童・生徒の障害の程度に応じた身の介助を行う。
特別支援教育クラスアシスタント	通常の学級	障害等のある児童・生徒の学校生活への適応などを支援し，学級運営の充実を図るため，必要に応じて学級に配置する。学校長の指導のもと，児童・生徒に対し日常生活の介助や支援，安全確保などを行う。

【図4】義務教育時の支援体制





### ③ 教育相談員の派遣の推進

#### ○ 教育相談員を派遣して、各校における教育相談の質を高めます

教育相談室の教育相談員は、定期的に市立小・中学校を巡回しており、学校の要請に応じて校内委員会に参加し、校長や担任教諭との面談や授業観察を行うことにより、各校の校内委員会の質の向上に努めます。

#### ア. 基本的な考え方

教育相談室の教育相談員は、その高度な専門性を生かし、【表 10】に示す職務を通して相談機能のみならず、各校におけるコンサルテーションを通して教育相談の質の向上を図り、教育相談体制の重層化を図ります。

【表 10】教育相談員の職務

##### 《教育相談員の役割》

- 巡回相談の計画・運営
- 来室相談・電話相談
- 個別支援委員会の計画・運営
- スクールソーシャルワーカーとの連携
- ケース会議への出席
- トライルームや学校との連絡・調整

##### 《巡回相談の内容》

- 授業観察の実施
- 対象児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーとの連携
- 学級担任への指導方法の伝達・助言
- 支援のポイントの共有
- 記録の作成

#### イ. 持続的な支援のために

巡回指導の後、在籍校の特別支援教育コーディネーターは、巡回相談を行った教育相談員と連絡をとりつつ、それぞれの事案について指導のフォローアップを継続します。

#### ウ. 適応指導教室（トライルーム）との連携

トライルームでは、学校に登校できないでいる児童・生徒に対して、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供し、少人数による温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰を支援しています。教育委員会は、児童・生徒の障害の有無に関わらず、学校と適応指導教室との連携を一層、図ります。

#### ④ 校内委員会の推進

- 校内委員会の機能の充実を図ります
- 個人面談の機会を生かし、児童・生徒及び保護者と共に支援の方針を定めます

特別支援教育を進めるには、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教員の気付きと、適切な支援を可能とする専門性が必要です。国分寺市ではこれまで、全校で校内委員会を定例化（毎月）しており、児童・生徒の教育的ニーズに応える体制を整備してきました。

#### ア. 基本的な考え方

当該児童・生徒への支援について、個人面談等の機会に話題となった本人及び保護者の意向を、校内委員会で共有して、①教育内容・方法 ②支援体制 ③施設・設備 といった合理的配慮の観点から、適切な支援及び基礎的環境整備につなげる必要があります。

特に、特別支援教室での支援については、個人面談の際、巡回指導の教員が参画する機会を設けるなどすることは、個に応じた適切な指導方針を決める上で、有効な手立てとなります。

【表 11】に例示する校内委員会の役割について、関係諸機関と連携して、学校全体で組織的な指導・支援につなげていきます。

#### 【表 11】 校内委員会の役割

- (1) 学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童・生徒に早期に気付く。
- (2) 特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具体化する。
- (3) 保護者や関係機関と連携し、担任の主導により、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する学校生活支援シートを作成する。
- (4) 校内関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する個別指導計画を作成する。
- (5) 特別な教育的支援が必要な児童・生徒への指導と、その保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- (6) 保護者相談の窓口となるとともに、理解推進の中心となる。

#### 《運営方法》

- (1) 各学校の校内委員会では、就学後の当該児童・生徒やその保護者への支援についての協議を毎月1回行う。
- (2) 校内委員会には、教育相談員が計画的に出席し、管理職や当該教員に対して、具体的な指導・助言を行う。
- (3) 教育相談員は、学期に1度、就学後の当該児童・生徒の状況についての報告を、個別支援委員会に行う。

⑤ 学校生活支援シートの活用の推進

- 学校生活支援シートへの移行と活用を図ります
- 支援の方針を保護者と共有し、適切な合理的配慮につなげます

障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握して、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の進級・進学に合わせて引継ぐことで、適切な教育が一貫して行われるように努めます。

#### ア. 基本的な考え方

学校生活支援シートには、本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくための重要な「ツール」となります。

学齢期における学校生活支援シートを、乳幼児期と学齢期とをつなぐ引継書である「就学支援シート」や、学齢期と進路先とをつなぐ支援計画である「個別移行支援計画」との引継ぎのツールとして活用することによって、ライフステージの節目ごとに支援の連続性が途切れないように図ります。

#### 【表 12】学校生活支援シート作成

■障害によって特別な支援が必要な児童・生徒を対象とする。

##### ＜障害の範囲＞

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、LD、ADHD、高機能自閉症等、校長と保護者との十分な話し合いに基づき校長が特別な支援を必要と認める児童・生徒

##### 《運用について》

- (1) 年度当初の保護者会をはじめ、様々な機会をとらえて、学校生活支援シート作成の意義や活用方法等について説明する。
- (2) 学校生活支援シートを基に、保護者との面談を学期ごとに行う。
- (3) 保護者の理解を得るために、必要に応じて保護者の校内委員会への出席を促すなどして、学校として組織的に対応する。
- (4) 進学または転学に当たっては、保護者に学校生活支援シートの引継ぎについての確認を得た上で、進学先または転学先の学校へ引継ぐ。

##### 《学校生活支援シートの書式について》

- (1) 保護者の側から記入内容がイメージしやすいように、項目名を「学校生活への期待や成長への願い」に変更する。
- (2) 児童・生徒の「良さ」を生かした支援が行えるように、新たに「現在のお子さんの様子（得意なこと、頑張っていること、不安なことなど）」の項目を設定する。
- (3) 学校と家庭とが支援の目標を共有し、学校で行うこと、家庭でできる支援とを考えることができるように、項目「学校の指導・支援」と項目「家庭の支援」を並べて配置し、「支援の具体化（合理的配慮）」欄として位置付ける。
- (4) 担任が変わっても児童・生徒の支援について引き続き連携を図ることができるよう、前年度までの担任や児童・生徒との関わりが深い教員を記入する欄を設ける。
- (5) 支援の目標を振り返り、児童・生徒ができるようになったことや、効果的だった支援を整理し、次につなげることを意識した項目「成長の様子」「来年度への引継ぎ」を設ける。

# 学校生活支援シート

フリガナ		性別	学年・組
氏名			
学校		校長名	
		担任名	
備考			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ててほしい、など）	
本人から	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 教師の側から意図を説明しやすく、保護者の側から記入内容をイメージしやすい項目名にした             </div>
保護者から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 児童・生徒の「良さ」を生かした支援が行えるように、新たに項目を設定した             </div>

3 支援の目標	
支援の具体化（合理的配慮）	
学校の指導・支援	家庭の支援
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                 学校と家庭とが支援の目的を共有し、学校で行うこと、家庭でできる支援とを考えるとすることができるよう、項目の配置を整理した             </div>	

4 支援機関の支援				
在籍校	年度	年 組	担任名:	担任が変わっても児童・生徒の支援について引き続き連携を図ることができるように、前年度までの担任や児童・生徒との関わりが深い教員を記入する欄を設けた
	年度	年 組	担任名:	
	年度	年 組	担任名:	
	支援機関:		担当者:	
	支援内容:			
	支援期間:	( ) ~ ( )		
	支援機関:		担当者:	連絡先:
	支援内容:			
	支援期間:	( ) ~ ( )		支援機関との関わりや現在の状況を把握するため、支援を受けている期間を記入する欄を追加した
	支援機関:		担当者:	
	支援内容:			
	支援期間:	( ) ~ ( )		

5 校内委員会及び個別支援委員会の記録		
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 平成 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等

6 成長の様子	
	支援の目標を振り返り、児童・生徒ができるようになったこと（成長の様子）や、効果的だった支援を整理し、次につなげることを意識した項目を設けた
7 来年度への引継ぎ	

8 作成・更新の確認				
校長印	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
作成担当者印				
保護者 氏名・印	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

## イ. 引継ぎの重視

学校生活支援シートを引継ぎのツールとして、これまでに効果のあった指導や支援の手立ての継続・発展や、関係機関との連携を維持・継続するために必要な情報の確実な引継ぎが適正に進められることが期待されます。その際、対象の児童・生徒の障害の状態のみならず、指導法の継承も円滑に行う必要があります。小・中学校間の固定学級の指導法や、固定学級と通常の学級との交流及び共同学習の指導法など、学校間及び学級間における指導上の段差を解消するために、学校生活支援シートを介した引継ぎによる指導法の改善を図ります。

## ウ. 個別指導計画の作成

学校生活支援シートに示された、学校での支援を具体化した指導計画が、「個別指導計画」です。

「個別指導計画」は、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成する必要があります。

「個別指導計画」を作成するに当たっては、当該児童・生徒の学校生活支援シートにおける本人及び保護者の願い、支援の目標などを踏まえるとともに、学校における教育課程や指導計画等を考慮して、支援の方針を関係者が共有し、定期的な見直しを図りながら適切に実施します。

## エ. 教育と福祉の連携の推進

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、相談支援の充実及び障害者支援の強化が図られております。改正に伴って、幼児期の障害児等が「児童発達支援」を利用する場合や、学齢期の障害児等が「放課後等デイサービス」を利用する場合に作成している障害児利用支援計画と、学校における学校生活支援シート等の連携が必要になります。

保護者の了解のもと、個人情報の管理に留意しつつ、慎重に連携を進めます。

また、教育と福祉の連携の重要性について、教員の理解を図る取組を推進します。

⑥ 交流及び共同学習の充実

○ 交流及び共同学習の充実を図ります

地域や学校，児童・生徒の実態に応じて，交流及び共同学習を計画的，組織的に行うことで，障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が活動を共にする機会を設けます。

**ア. 基本的な考え方**

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒と一緒に参加する活動は，相互のふれ合いを通じて，豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と，教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。この両方の側面を分かちがたいものとして捉え，「交流及び共同学習」を推進することが大切です。

交流及び共同学習を通して，障害のある児童・生徒の自立と社会参加を促すとともに，社会を構成するさまざまな人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ場とし，ひいては共生社会の形成を図る必要があります。そのために，【表 13】のように，関係者の共通理解を図ります。

**【表 13】 関係者の共通理解**

交流及び共同学習については，小・中学校等と特別支援学校，小・中学校の通常の学級と特別支援学級，特別支援学校と地域の人たちとの間で行うことなどが考えられます。活動を計画する場合には，保護者を含めて，関係者が互いにその必要性や意義について十分に理解し合うことが前提となります。活動を効果的に実施するため，双方の組織の有機的な連携や協力体制の構築を図り，双方が十分に話し合う機会をもつことで，①活動の意義やねらい ②交流先の教育の実際 ③障害のある児童・生徒への接し方 について，関係者の共通理解を図ります。

⑦ 副籍制度事業の充実

○ 副籍制度による交流活動の充実を図ります

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副籍をもち、それぞれの交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る必要があります。

**ア. 基本的な考え方**

副籍制度は、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、国分寺市立の地域指定校に副次的な籍を置き、交流を図ることで、同じ地域に生きる人間として、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ重要な場となると考えます。

副籍制度における交流及び共同学習を通して、障害に対する理解が進むよう、【表 14】に示すような交流の推進を図ります。

**【表 14】 交流の内容について**

交流活動には、学校便りや学級便りの交換等を中心とした「間接的な交流」と、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」があります。

(1) 間接的な交流

お便りの交換の方法には、①郵送をする ②都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける ③地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする 等の方法が考えられます。

(2) 直接的な交流

教科や道徳、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるように、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。



## (2) 特別支援教育の理解推進

### ① 就学相談の充実

- 対象児童・生徒の増加に対応して、個別支援委員会を運営します
- 特別支援教室への入・退室及び継続の判定システムを構築します

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に適切な教育や支援を行うため、個別支援委員会において、さまざまな機関が協議して、必要としている支援を検討し、保護者の意向も踏まえつつ、適切な就学先を判定します。また、個別支援委員会は、就学先決定のみならず、その後の支援についての助言を行います。

#### ア. 基本的な考え方

発達障害を含む障害のある児童・生徒一人一人に応じたふさわしい教育の場、支援及び就学先を決定するにあたり、個別支援委員会において検討します。

近年、特別支援教育について社会的な理解が進み、更に特別支援教室が設置されることから、支援の対象となる児童・生徒の増加が予測されます。そのため、個別支援委員会の運営方法及び判定システムを工夫し、適正な就学が円滑に行われるように図ります。

#### イ. 運営方法

個別支援委員会の開催回数が増加傾向にあることについて、個別の審議が充分に行われ、適切な判定がなされるように、適切な手立てを講じます。

#### 《運営方法》(案)

- (1) 開催回数は、年間 18 回とし、1 回当たりの開催時間を 2 時間 30 分以内とする。
- (2) 審議件数に応じて、個別支援委員会の開催の仕方を柔軟に工夫する。
- (3) 個別支援委員会では、就学相談とともに、就学後不適応を起こしている児童・生徒の支援内容や方法等について審議を行う。適応している児童・生徒の就学後の状況については、書面にて報告を受ける。
- (4) 就学に関する個別支援委員会の審議結果と保護者の考えが異なる場合は、1 年間の就学後の経過を踏まえ、個別支援委員会で審議を行う。

#### ウ. 特別支援教室における指導の開始・継続・終了の判定について

巡回型の特別支援教室の開始・継続・終了の判定は、個別支援委員会で行います。その上で、【表 15】【表 16】のように行います。また、指導の開始の判定システム及び指導の継続・終了の判定システムについては、【図 5】【図 6】のように行います。

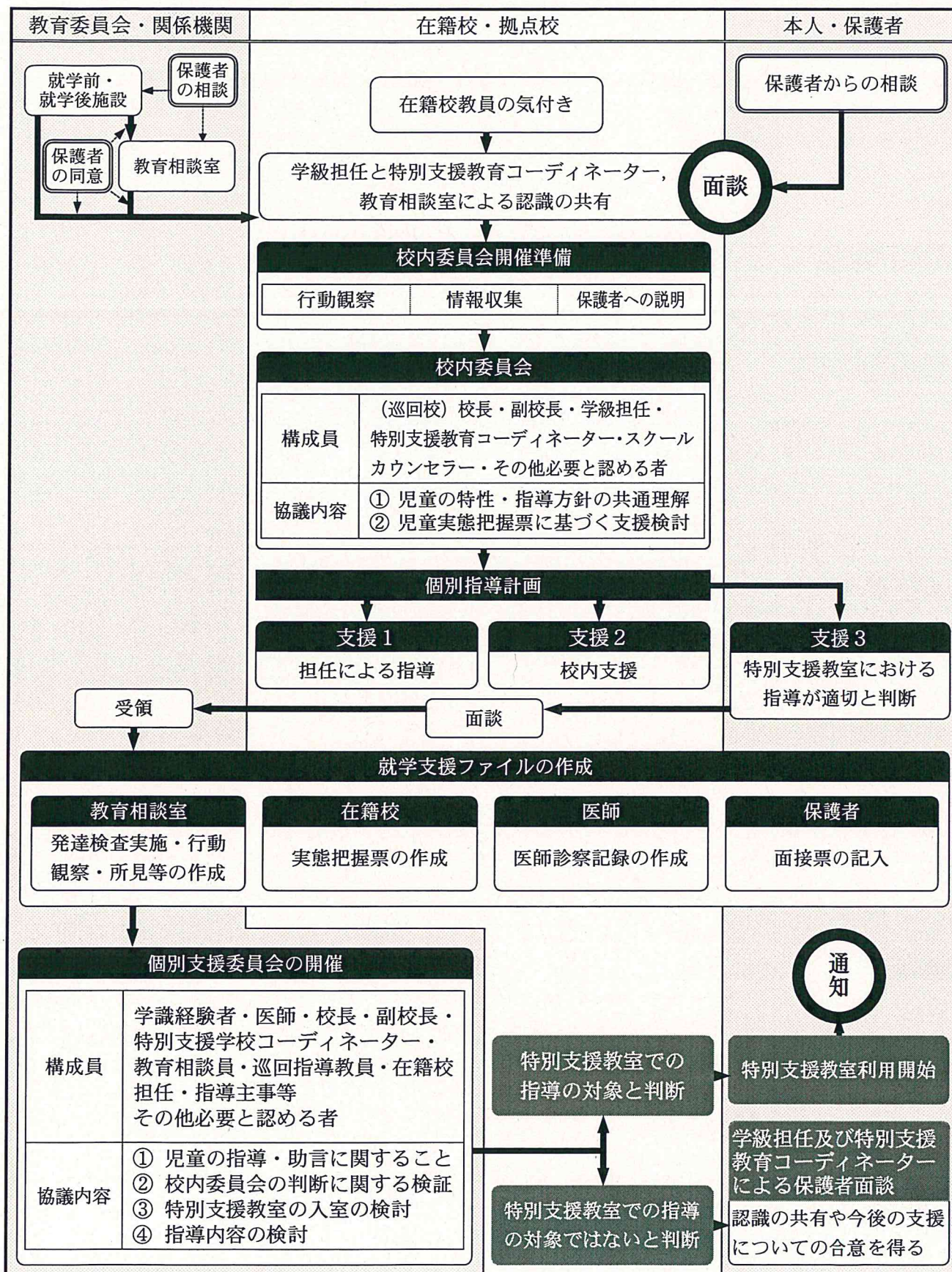
**【表 15】 特別支援教室における指導の開始の判定について**

対象児童・生徒の特別支援教室での指導目標、指導方針、週当たりの指導時間等について、各校の校内委員会で検討された内容について、当該校が巡回校であれば、拠点校の校長と共有する。これを受けて、校長は保護者に説明し、保護者の同意を得て、特別支援教室での指導を開始する。

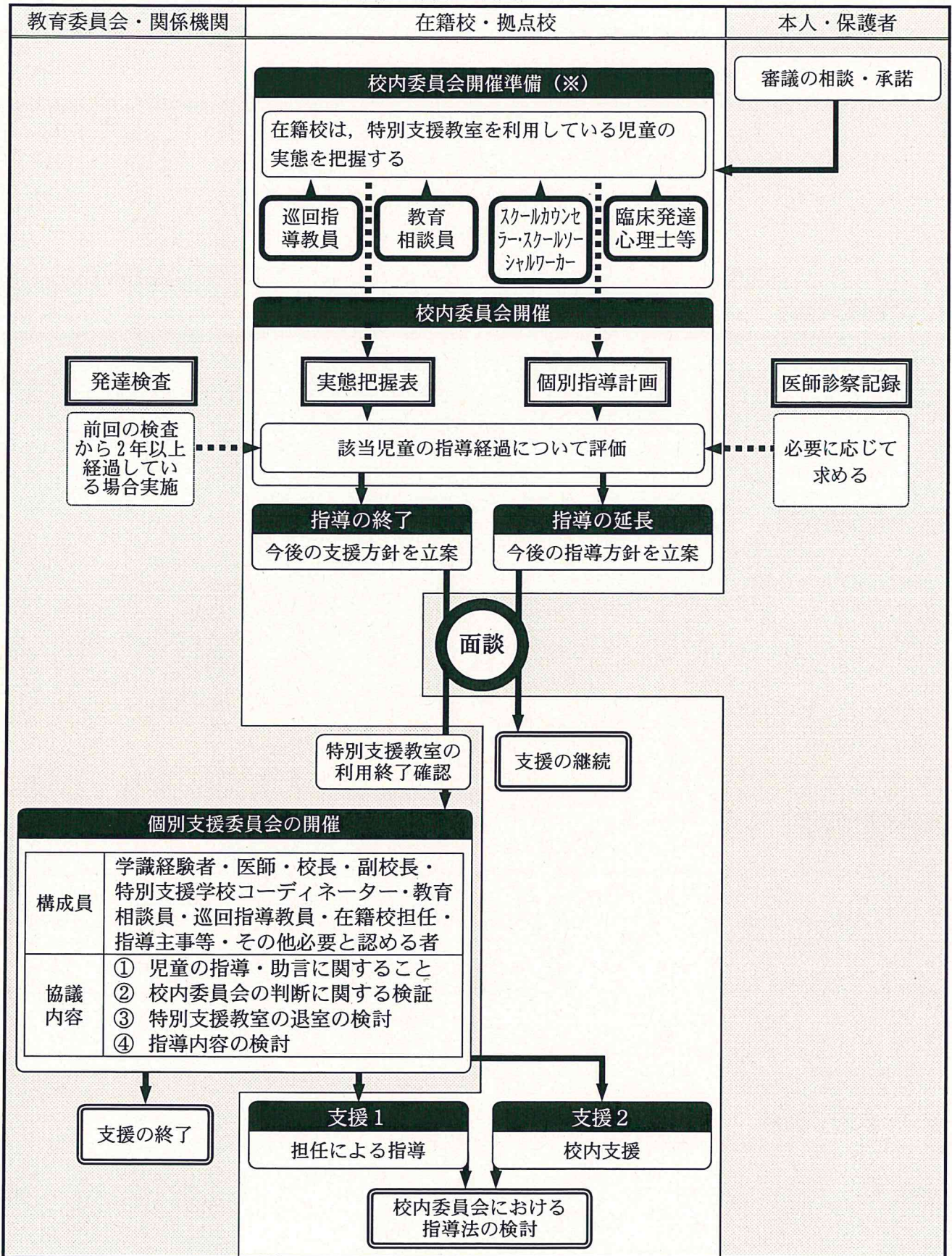
**【表 16】 特別支援教室における指導の継続・終了の判定について**

- (1) 特別な指導によって当初設定した指導目標が達成されたかについて、巡回指導教員や在籍学級担任等による対象児童・生徒の状態の把握や、保護者からの申し出を受けて、校内委員会で検証を行う。
- (2) 指導目標が達成されたと判断された場合は、校長は保護者の同意を得た上で、指導の終了を国分寺市教育委員会に申請する。
- (3) 国分寺市教育委員会の個別支援委員会は、当該校長の申請に基づき、指導開始の判定と同様に、指導終了を検討する。
- (4) 指導の終了が判定された場合、個別支援委員会は、当該校長及び拠点校の校長及び保護者にその旨を通知する。

【図5】特別支援教室における指導の開始の判定システム



【図6】 特別支援教室における指導の継続・終了の判定システム



※1年ごとに判定を行う。ただし、1年以内でも、保護者、本人、学校の協議により、年度の途中でも判定を行うことがある。

② 特別支援教育研修会の充実
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡回型の特別支援教室における支援について、教員対象の研修機会の充実を図ります</li> <li>○ 特別な支援を要する子への支援について、通常の学級の担任の理解を促進します</li> </ul>

国分寺市では、全教員に対して、中学校区ごとの研修会を計画的に実施し、特別支援教育や校内体制の整備の在り方等について理解啓発を図ってきました。今後は、巡回型の特別支援教室の設置や、若手教員の増加といった指導環境の変化に対応するために、研修の充実を図ります。

#### ア. 基本的な考え方

特別支援教育に関する校内の組織的な取組が重要性を増しています。また、巡回型の特別支援教室の設置にあたり、通常の学級の担任であっても、

- ・ 特別支援教室の運営方法や、新たに配置される人材との連携など、啓発が不可欠であること
- ・ 各学校が保護者や関連機関と連携し、個々の特別な支援を必要とする児童・生徒について合理的配慮を検討する上で、管下の教職員が特別支援教育の当事者であることが求められること

から、特別支援教育に関する理解を深めることが必要です。

特別支援教育に関わる教員の研修体系については、【表 17】【表 18】に示すように、「校内委員会に関する研修」「学校生活支援シートの作成及び保護者との連携に関する研修」「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援に関する研修」「特別支援教室との連携に関する研修」を柱として、対象者を明確にし、計画的に教員研修を実施します。

#### イ. 教職員の専門性の確保

合理的配慮とは、障害のある人が直面する障壁を取り除くために、個々の障害の状態や、教育的なニーズに応じて「異なる方法」を取るようにすることです。学校においては障害のある児童・生徒への配慮は行われてきたものの、新しい概念である合理的配慮の理解と充実を更に図る必要があります。

教員は、特別支援教育についての一定の知識・技能を有している必要があります。特別支援教育に関する多岐にわたる専門性のうち、必要に応じて研修の機会を設け、国分寺市全体としての専門性を確保するため、市主催の研修会の充実を図るとともに、都や外部機関の研修の活用も促していきます。

また、特別支援学級や特別支援教室の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいといえます。このため、専門的な研修の受講により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ります。

【表 17】 特別支援教育を推進する上での研修体系（案）

研修内容	管理職	コーディネーター	固定・特支教室教員	通常の学級教員	若手教員	支援員等
校内委員会	○	◎	◎	○	○	○
学校生活支援シートの作成及び保護者との連携		◎	◎	◎	◎	○
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援		◎	◎	◎	◎	○
特別支援教室との連携	○	◎	○	◎	○	◎
特別支援教育の基礎・基本					◎	

◎…主たる対象者 ○対象者

↓  
校内研修

【表 18】平成 29 年度以降の研修について (案)

研修会名	平成 29 年度以降		研修内容
特別支援教育 研修会 (特別支援教育コーディネーター 及び特別支援学級教員対象)	半日 × 4 回	第 1 回	校内委員会について
		第 2 回	学校生活支援シートの作成及び保護者との連携
		第 3 回	特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
		第 4 回	特別支援教室との連携
特別支援教育 研修会 [夏季研修] (教員一般対象)	半日 × 4 回	第 1 回 午前・午後	校内委員会について
			学校生活支援シートの作成及び保護者との連携
		第 2 回 午前・午後	特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
			特別支援教室との連携
若手教員育成 研修	1 年次	半日	特別支援教育の基礎・基本
	2 年次	半日	
	3 年次	半日	

③ 教育相談・特別支援コーディネート推進委員会の充実

○教育相談室と各学校の特別支援教育コーディネーターの連携を図ります

特別支援教育コーディネーターは、各学校において、保護者や関係機関への窓口として、校内組織との連絡・調整の役割を担っています。一方、教育相談室は、教育相談を始めとして、個別支援委員会の運営や巡回相談の実施、適応指導教室との連携など、市全体の教育相談を担っています。

市と各校の教育相談の担当者が、研修を介して具体的な事例を踏まえて連携を図ることは、特別支援教育の一貫した取組を促すと考えます。

ア. 基本的な考え方

教育相談室と各学校の特別支援教育コーディネーターが一貫した支援を行うために、情報交換並びに合同での研修を行っています。

教育相談室の教育相談員は、市立小・中学校を巡回するとともに、学校の要請に応じて、校内委員会にも参加します。巡回指導では、特別支援教育コーディネーターが、教育相談員と個々の事案について情報交換し、そこでの助言に基づいて指導のフォローアップを図っています。

このような共通の取組を基盤として、年間 4 回の研修会を行うことで、確かな連携を図ります。

## [参考] 語注一覧

### ■特別支援教室

現在、小学校の通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、情緒障害等通級指導学級で指導を受けています。こうした児童が在籍校で指導を受けられるように、国分寺市は平成30年度に、全小学校に「特別支援教室」を設置し、教員による巡回指導を開始します。

### ■特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、保護者や関係機関等との連絡調整役を担当する教職員です。

### ■校内委員会

特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な支援を行うため、学校は校内委員会を定期的で開催し、実態把握をしたり、支援の方法を検討したりします。

### ■スクールカウンセラー

小・中学校に、心理士の資格をもつスクールカウンセラーが東京都から週1日配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談に応じます。

### ■学校生活支援シート

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、長期的な視点により、一貫した的確な支援を行うことを目的として作成するものです。

### ■個別指導計画

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的な目標や指導内容、指導方法等を示したものです。

### ■就学支援シート

幼稚園や保育園で個々の幼児について配慮していることについて、保護者と共に作成し、あらかじめ小学校に伝えることで、円滑な就学が迎えられることを目的としています。

### ■都立特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を指導することを目的としています。

### ■副籍事業

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を置き、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

### ■合理的配慮

障害のある児童・生徒が、平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある児童・生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるものを言います。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。